

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

～特別徴収(年金から差し引き)されている方へ～
口座振替へ変更することができるようになりました

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金から差し引き)によりお支払いいただいている方は、申し出により口座振替への支払方法の変更ができます。

平成 21 年度 後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

後期高齢者医療の保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書または口座振替)によりお支払いいただいております。

平成 21 年度の保険料のお支払い方法については、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

特別徴収の方

平成 21 年 4 月から特別徴収により保険料をお支払いいただきます。

※ 申し出により口座振替へ変更することができます。

普通徴収の方

平成 21 年 7 月から普通徴収により保険料をお支払いいただきます。

なお、現在普通徴収の方(年金受給額が年間 18 万円未満の方を除く)で、平成 20 年 4 月 2 日以降に 75 歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成 21 年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75 歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成 20 年 4 月 2 日～ 平成 20 年 10 月 1 日の人	普通徴収はありません	平成 21 年 4 月から (※ 1)
平成 20 年 10 月 2 日～ 平成 21 年 4 月 1 日の人	平成 21 年 7・8・9 月	平成 21 年 10 月から

※ 1 本年 1 月 30 日までに、特別徴収から口座振替への支払方法変更の申し出を行っている方は、平成 21 年 7 月から普通徴収となります。

○平成 20 年度中に特別徴収から普通徴収へ変更となった方へ

平成 21 年度は、7～9 月は普通徴収となり、10 月以降は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

また 10 月からの特別徴収については、申し出により、口座振替への支払方法の変更ができます。既に申し出を行っている方は、10 月以降は引き続き普通徴収となり、申し出の必要はありません。

